

令和7年度第2回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年7月17日(木) 午前10時00分～午前11時50分

場所 四国大学交流プラザ5階 フォーラムホール(徳島市寺島本町西2丁目35-8)

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員) 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員

(使側委員) 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

(1) 徳島県最低賃金の改正決定諮問、徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問について

(2) 徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置及び各専門部会委員推薦公示について

(3) あり方検討小委員会報告について

(4) その他

4 議事

○事務局(賃金室長)

それでは、定刻になりましたので、令和7年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

段野会長、議事の進行をお願いしたいと思います。

○段野会長

皆様、おはようございます。

大雨の中、早朝よりありがとうございます。それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局から本日の委員の出席状況、公開の状況について報告ください。

○事務局(賃金室長)

本議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3の2である10名以上の出席、または公労使各委員の3の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は、15名の委員が全員出席しており、本審議会は成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しております。傍聴人の方が4名ございまして、傍聴の方におきましては、傍聴の注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

なお、傍聴の方は発言できません。審議に差し障りがあるような行為があった場合、退出していただく場合もございますので、ご了解いただけたらと思います。

○段野会長

それでは、議事を進行いたします。

お手元の次第により進めさせていただきます。

それでは、議題1の徳島県最低賃金の改正決定諮問、徳島県特定最低賃金改正必要性諮問となります。

事務局は諮問の準備をお願いいたします。

なお、諮問文の受渡しの際は、受渡しに差し障りのない範囲で撮影を許可することといたしますので、撮影希望の皆様は準備ください。

○事務局(賃金室長)

それでは、諮問文を亀井局長から段野会長にお渡しいたします。

それでは、局長よろしくお願いいたします。

[諮問文の受け渡し]

ありがとうございました。

○段野会長

それでは、諮問文の受渡しが終了いたしましたので、これから以降の撮影についてはお控えください。

ただいま亀井局長より徳島県最低賃金の改正決定諮問と2つの徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問を受け取りました。

それでは、諮問に当たりまして、局長より一言お願いいたします。

○事務局（局長）

改めまして、徳島労働局長の亀井でございます。

委員の皆様、また、傍聴の皆様と報道機関の方々におかれましては、足元の悪い中、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

諮問させていただいたということで、私から一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、委員の皆様、本日もお忙しい中ご出席を賜りましたこと、日頃より労働行政の運営に対し格別のご理解とご支援をいただいておりますことについて、心より御礼を申し上げます。

ただいま徳島地方最低賃金審議会に対し、徳島県の最低賃金の改正決定について並びに特定最低賃金改正の必要性について諮問させていただきました。

これからご審議を始めていただくに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、委員の皆様におかれましては、前回の私のご挨拶の繰り返しとなる部分もございますけれども、昨年は、国から過去最大の50円という目安額が示される中で、この審議会においても7月と8月の2か月間、5回にわたってお集まりいただきまして、難しい審議を尽くしていただきました。そして、最低賃金の決定の際に考慮すべき要素である法が定める3要素に基づいた上で、「他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする」という考え方をまとめていただきまして、目安額プラス34円、84円の引上げ額での答申をいただきました。

結果、この審議会は、県内、また他県からも注目を集めている状況でございます。

委員の皆様は、賃金決定の当事者である労働者と使用者、双方の議論をつないでいただく公益、それぞれのお立場を代表して議論に臨まれ、大変難しい役割を担っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

国では、去る7月11日金曜日に中央最低賃金審議会が開催され、今年度の目安の諮問が行われた上で、目安に関する小委員会に議論が委ねられまして、目安の議論が始まったばかりでございます。本日もご出席いただいている公労使それぞれのお立場を代表する委員の皆様におかれましては、昨年以上に注目が集まる中で、非常に難しいご判断を迫られることとなろうかと思っておりますけれども、諮問文にもございます法が定める3要素、政府方針へのご配意、さらには徳島県の経済状況などの事情もご勘案の上、ご審議を賜ればと思います。

そして、公労使3者のご協力の下に改正された最低賃金が、徳島県の将来にとってよりよいものとなるようなご審議をお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

○段野会長

局長、ありがとうございました。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

特定最賃につきましては、1つだけで結構でございます。

○事務局（賃金室長補佐）

諮問文を読み上げさせていただきます。

初めに、徳島県最低賃金の諮問文を読み上げいたします。

徳労発基0717第1号

令和7年7月17日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島労働局長 亀井崇

徳島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した貴会の調査審議をお願いする。

続きまして、特定最低賃金、こちらは電気機械器具製造業の諮問文を読み上げさせていただきます。

徳労発基0717第3号

令和7年7月17日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島労働局長 亀井崇。

徳島県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和7年6月18日付をもって、申出代表者、電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会議長中川真から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、徳島県電子部品・デバイス・電子機械・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以上でございます。

○段野会長

では、事務局より、諮問に係る経緯と、本日の資料についての説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、事務局より、地域別最低賃金、いわゆる県最賃の改正決定に係る諮問についての説明をさせていただきますと思います。

それでは、ここからは着座にて説明させていただきたいと思います。

現在、日本の最低賃金に関しましては、各都道府県の最低賃金審議会の調査審議に基づき最低賃金を決定する、いわゆる審議会方式が採用されております。そして、県最賃につきましては、全国的な整合性を図るため、昭和53年から毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対して金額改定のための目安を示しており、地方最低賃金審議会におきましては、この目安を参考にしながら、地域の実情に応じた県最賃の改正のための審議を行っていただいているところであります。

よって、徳島県の県最賃においても、中央最低賃金審議会の目安諮問時期に合わせて、地方最低賃金審議会を開催し、改正決定の諮問をすることとしております。

今年度におきましては、去る7月11日に第70回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われ、現在、審議が進められているところでございます。

これに合わせて、徳島県におきましても、本日、県最賃の改正に向けた審議をさせるべく、先ほど局長から県最賃の金額改正決定諮問をさせていただきました。

なお、第70回中央最低賃金審議会の諮問に係る資料一式につきましては、本日、お手元にお配りさせていただいております。表題のところに第70回中央最低賃金審議会と書いてある資料がそれになっております。

こちらを3枚めくっていただいた資料3が諮問文の写しとなっております。資料4以降につきましては、中央の審議会が目安額を審議するに当たって参考とすべき資料が添付されております。

また、同日に開催されました第1回目安に関する小委員会、こちらの資料についてもお手元にお配りさせていただいております。こちらの小委員会の資料につきましては、主要統計等の資料も添付されておりますので、後ほど簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

この後、委員の皆様方におかれましては、中央最低賃金審議会により示される目安額を参考にしながら、また各種統計資料等で把握できた徳島県の実情を踏まえ、県最賃の金額改正に係るご審議を行っていただくことになります。

次に、産業別最低賃金、いわゆる特定最賃の改正必要性諮問について説明します。

特定最賃に関しては、特定最賃の適用を受ける労使の代表から申出があった場合、改正の手続きを開始することとなります。

特定最賃の改正に関しては、改正の必要性に関する諮問による審議が行われ、改正の必要性が「有

り」との答申がなされた場合、次に改正金額に関する諮問による金額審議が行われるといった2回の審議をしていただく必要があります。

現在徳島県内で設定されている特定最賃については、最低賃金決定要覧の115ページ、116ページをご覧ください。造作材、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業の3つの製造業に係る特定最賃が設定されています。

今年度の特定最賃に係る改正の申出につきましては、2件ございます。

お手元の資料の第2回徳島地方最低賃金審議会資料の5ページ目にある資料5をご覧ください。と思います。

こちらが、今年度申出のあった特定最賃の改正申出書の概要でございます。

一つとしましては、今、機械器具製造業と、あと電気機械器具製造業の2つの特定最賃について申出がなされています。この2つの特定最賃につきましては、3月に改正の意向表明も行われております。

また、この2業種とも「公正競争ケース」の申出になります。この場合、申出の要件としましては、当該最低賃金の適用を受ける労働者または使用者のおおむね3分の1以上の合意があることとなっております。

一般機械器具製造業に関しましては、特定最賃が適用される基幹労働者が3,749人中、今回で1,516人、パーセンテージにして40.4%を代表する者からの申出があることを報告させていただきます。また、電気機械器具に関しましては、特定最賃が適用される基幹労働者が10,342人中7,958人、パーセンテージにして76.9%を代表する者からの申出であることを報告させていただきます。いずれも当該最低賃金の適用を受ける労働者または使用者のおおむね3分の1を上回っております。

この改正の申出を受け、特定最低賃金の改正の必要性があるかどうかについてご審議を行っていただくよう、先ほど局長から諮問を行わせていただきました。

また、造作材につきましては、ここに上がっておりますが、特定最低賃金の改定の意向表明及び申出がなされていないことから、今年度の改正諮問の対象にはなっていないことを報告させていただきます。

以上が県最賃、特定最賃の改正決定諮問の状況となっております。

そして、次の資料の説明に入る前に、おととい15日に、最低賃金に関して後藤田知事と徳島労働局長との意見交換が行われました。ニュースでも報道されたとおりです。これらの概要につきまして、局長から委員の皆様へ説明をさせていただきます。

○事務局（局長）

それでは、お手元の資料に、別添形式で、県の皆様からいただいた資料をおつけしておりますので、それをご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

それでは、私から今月15日の意見交換の概要をご説明いたします。

中身に入る前に、この意見交換の趣旨を申し上げますと、後藤田知事は、かねてから最低賃金の決定に際しては地域の将来に責任を持つ自治体の意見を聞くべきであるというふうにお求めであることを、県庁の皆様からも伝え聞いておりました。伝え聞いておる形でございましたので、直にお伺いすべく、最低賃金の審議が、今後、本格化するに先立って伺ったものでございます。

中身でございますけれども、意見交換においては、まず私から本審議会の今の状況をご説明いたしました。具体的には、委員の顔ぶれ、第1回本審にて段野会長と稲倉会長代理が選任されたこと。また、当面の審議日程。最後に、労働局の支援策でございます。

補足させていただきますと、後藤田知事は審議会の仕組みを含めて十分にご存知でいらっしゃいますけれども、マスコミオープンで意見交換が行われましたので、取材いただいている記者の方々向けに、前提として少しくいうことをご説明させていただきました。

とりわけ、委員の顔ぶれにつきましては、委員名簿をお配りして、労働者を代表して、日本労働組合総連合会をはじめ様々な産別の方にご参画をいただいていること。次いで、使用者を代表して、県下の中堅企業、中小企業の経営者の方や、経営者協会、商工会といった企業団体の方にも参画をいただいていること。そして、労使の橋渡しなどをいただく公益委員から構成されている審議会でありますということをご説明いたしました。

この趣旨は、審議会というときに、いろんな審議会がございますが、何か遠い存在であるかのようなイメージをお持ちの方もいらっしゃると思うので、この最低賃金審議会は賃金決定の当事

者にお集まりいただいて真摯にご議論をいただいていることをお伝えしたくて、このようなご説明をさせていただきます。

私の説明に続きまして、県庁の方から、お手元にお配りしております徳島県提出資料として、前年改定後の雇用情勢等についてのご説明をいただきました。ご覧いただければと思いますけれども、ポイントといたしまして、実質賃金のプラスが続いていると。その下の有効求人倍率の推移には、大きな変化はみられない。その右の倒産件数につきましては、ヘッダーのところには大きな変化はないとございますけれども、ここは口頭補足がございまして、件数としては、コロナ禍の頃に近づいてきてはいるものの、調査元に要因を尋ねたところ、原因の多くは販売不振であって、県下の調査対象においては、人件費の高騰や人手不足の倒産はないという回答を得たそうでございます。

次のページでございますけれども、パートの求人募集賃金というタイトルの資料、こちらの資料につきましては、左側の求人と求職の動向から、企業の採用意欲は拡大しているのではないかなというご認識が示されました。右側でございますけれども、パートタイム労働者の募集賃金は、こちらは全産業平均でございます、赤が下限です。この赤の下限は、ボックスのところにも下限1,072円矢印と書いてございますが、昨年5月は1,072円で、直近の5月は1,126円、50円のプラスであると。

この次のページでございますけれども、パートの求人募集賃金を、先ほどのものは全産業平均でございますので、職種で割るとどうなるかというものでございますが、職種で割りますと、赤が下限でございますけれども、高いところでは左斜め上の専門技術職で1,339円、高いところではですね。低いところでは、ちょうど右斜め下でございますけれども、運搬・清掃・包装職の1,028円というふうに幅があるという説明をいただきました。

事務方からの説明に続きまして、知事から改めて、かねて労使のみならず、地方行政、自治体を交えた議論もしっかりと、というお話が改めてあった上で、審議会の皆様のご議論に、地方の持続可能な発展、地方創生の観点を加えて、さらに深めていただけないかというお話がありました。

その際に、ポイントといたしましては、私の理解では4つでございました。

一つ一つ申し上げますと、1つ目は人口動態です。この人口動態は、47都道府県、四国4県でもそれぞれ異なりますけれども、徳島が四国の他の3県と異なるのは、やはり淡路を通じて関西圏とつながっているという観点をご議論いただきたいというのが1つ目だったと理解しております。

2つ目は、産業政策について。人口が今後3割減るというトレンドや予測がございましてけれども、徳島県としてはこれに抗って、若者、少子化対策、人材確保に取り組んでいかないといけない。また、生産性を向上させていかないといけない。県庁においても、移住促進、生産性向上、地銀と組んだ企業の合従連衡を支援して、企業の皆様に賃金を引き上げていただける環境づくりに取り組んでいきますので、生産性の向上にどう取り組んでいくのかという観点、これが2つ目。この2つ目に関連して、支援策の周知の話もあったんですけれども、少し後に回しまして、3つ目でございます。

3つ目は、最低賃金が障害者の方、外国人の方、シルバー人材の方、学生を始め若者、すなわち福祉政策の観点、若者から高齢者まで等しく適用されるものであるということ。そういう前提も改めて踏まえていただきたい。

最後の4つ目でございますけれども、これは国にも、厚生労働省ですけれども、伝えてほしいというお話の上で、地方の現場では、実際に求人がなされているパートタイム労働者の募集賃金の下限、先ほどの話ですけれども、それと最低賃金の額には100円ほどの乖離があって、自分としては何でこうも乖離があるのかなと、実際に募集されている額でない人と人が採れない訳だから、最低賃金の額が、地方のリアルと乖離しているんじゃないかなと、国の目安の議論においても、実態により近づけた議論をいただけないかということ国にしっかり伝えて欲しいという4点でございました。

最後に、生産性にも関わる健康経営を支援していくというお話であったり、最低賃金に限らず、エールと申しますか意見交換と申しますか、徳島県から国を変える思いで頑張りたいと、我々としてもその思いでやっていくというお話をいただきました。

知事と県から伺ったお話は以上であると認識しております。

蛇足かもしれませんが、私からこれに対してお答えいたしましたのは、前置きした上で3つでございます。1つは、支援策のPR、2つは、伺ったお話を委員の皆様にしっかりとお伝えすること、3つは、審議会における公開の在り方でございます。

まず前置きいたしましたことは、報道機関の方には分かりにくかったなと思って反省しているんですが、労働局長にも立場が2つございまして。1つは、国が決めた政策をそのとおり実行する執行機関の長として役割。もう一つは、この審議会のように、最低賃金をどうすべきかは、審議会の皆様にご議論

をいただいて、いただいた答申を最大限尊重する立場として、審議をお支えする事務局としての役割。なので、執行機関としての役割に関することは、私からお答えいたしますが、審議会の運営に係ることは、委員の皆様は、審議会を支える事務局の立場としてお伝えをさせていただきますという前置きをさせていただいた上で、執行機関の長の立場としては、助成金のPRについて、昨年の課題も踏まえまして、今年は県ともよく連携して、賃金の引上げに資する支援策を一体的にPRし始めていることであるとか、あとは中央の議論や中小企業庁の分析にもありますように、価格転嫁の推進がキーであるということで、労働局の守備範囲は超えますが、価格転嫁の支援についても公取や産業振興財団と組んで一生懸命PRに取り組んでおりますと。

何より、プロバインド（実施する側）じゃなくてディマンド（必要とする側）に立って、伝えるだけじゃなくて、必要な方に伝わっているかという視点を大事にしながら支援策のPRには取り組んでおりますと、まずお答えしました。その上で、審議会を支える事務局としては、知事から承ったお話はしっかりお伝えいたしますと。

その上で、私の印象として、知事が言われたようなテーマは、昨年の答申をよくよく読ませていただくと、審議会においても踏まえてご議論いただいているように私は思いましたと申し上げた上で、ここから公開の話なんです、審議会における議論の内容が、皆様がそれぞれのお立場を代表して行っていることもあって、透明度に課題なしとは言えないと。委員の皆様においても、同じような問題意識を既にお持ちで、積極なご意見と消極なご意見、双方ございますけれども、第2回の本審議会において、公開の程度を一步前に進めてはどうかという問題提起をいただき、具体策を今ワーキンググループでご議論いただいているところでございます、という回答をいたしまして終了いたしました。

ワーキンググループのあたりの説明が拙くて、私が皆様と話し合っただけという報道もございましたが、私がお答えしたのはそういうことでございます。

以上です。

○事務局（賃金室長）

それでは、続きまして配付資料のご説明に移らせていただきます。

お手元の第1回目案に関する小委員会という資料をご用意いたします。

3ページほどめくっていただいて、全国統計資料編というところがございますので、そちらのご説明から差し上げたいと思います。

大分、数字が並んでいるところになりますので、ご参考までにということでご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を見ていただければと思います。

こちらで、過去3年間のところで見ますと、少し目立つのは、倒産件数が増加傾向にあるのかなと思っております。コロナ禍の時期を除いて、ほぼほぼ8,000件台で推移していた倒産件数につきまして、2024年には1万件を超えているというような状況が認められます。今年は、6月末の段階で4,990件となっているところでございます。ただ、完全失業率、完全失業者数につきましては、減少ぎみのほぼ横ばいというような状況ではございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

こちらは、消費者物価指数や賃金指数の推移を表しております。いずれも、2020年を100として指数化しているものでございます。

消費者物価指数に関しましては、過去からの増減率を鑑みると、2022年以降の増加につきましては際立っているということが分かるかと思えます。また、横に目を向けていただきまして、調査産業計の賃金指数、特に名目指数に目を向けていただきますと、こちら、2022年以降、上昇しているものの、消費者物価指数には追いついていない為、実質指数としては、2022年以降は常に100を下回っている状況にあります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらが、労務行政研究所発表の決定初任給額の推移を表しております。こちらの推移を見ますと、2023年度より初任給の上昇率の伸びが大きくなっておりまして、2025年度におきましては、各学歴、学校卒、大卒、高専卒とか、院卒とか、載っておりますけれども、いずれにおきましても2025年度におきましては6%以上というような上昇率が認められます。

次に、12ページをご覧ください。

こちらが春闘の妥結状況となっております。

7月3日連合発表の回答集計結果におきましては、平均賃金方式の規模計での賃上げ率につきましては5.35%となっています。

また、右に移っていただきまして、経団連発表のものにつきましては、大手企業では5.38%、中小企業におきましては4.35%というふうになっています。

また、その下です、日商発表のものでは、月給の正社員全体のもので4.03%、時給パートの全体のもので4.21%というような賃金改定の上昇というような形になっています。

次に、13ページをご覧ください。

13ページの項目でイとオがございすけれども、オです、こちらは賃金の改定決定に最も重視した要素について調査しているものです。

賃金に関して、引上げ、引下げ、現状維持にかかわらず、最も重視したと回答している割合が高いのは、企業の業績となっています。ただ、賃上げに関してみてみますと、雇用の維持とか労働力の確保、定着についても重要な要素となっていることが認められます。

続きまして、17ページをご覧ください。

こちらが、最低賃金に関する基礎調査による、全国の未満率と影響率の推移となっています。

第1回日本審のときにも、徳島県の資料をお出しさせていただいたんですけれども、賃上げによって影響を受ける割合である影響率と、それと賃上げ前の段階でそこまで達していないというような未満率とを表しています。こちらをみてみますと、未満率に関しましては大きな変動はございませんが、影響率に関しましては、最低賃金の引上げが大きくなった2021年以降、上昇傾向にあるように思われます。

なお、徳島県の影響率につきましては、審議会資料の8ページに付けさせていただいています。これは、第1回本審でお付けした資料と同じものでございます。

徳島県におきましても、やはり昨年、令和6年に賃金の引上げで84円という大幅な引上げがあったこともあり、影響率としては下の表の紫色の折れ線グラフを見ていただきますと27.36%ということで、大きく前年から跳ね上がっているというような状況です。

続きまして、先ほどの小委員会資料に戻っていただいて、ちょっと飛ぶんですが、33ページをご覧ください。

33ページが、都道府県の統計資料編というような形で、各県別に表している統計の資料となっています。こちらにつきましては順位も入っておりますので、それをご参考までにとします。

まず、1人当たりの県民所得につきましては、2021年度、少し前のデータにはなるんですけれども、こちらの令和3年度のデータですが、こちらにおきましては徳島県のところをみていきますと第9位というような状況になっております。ただ、こちらの県民所得なんですけれども、賃金とか給与などの県民雇用者報酬と、あと金融資産などの利子とか配当などの財産処分、それと、あと企業の経常利益などの企業所得、こちらの合計額を県の総人口で割ったものというものになっておりますので、県民個々人の平均的な賃金収入を直接表したものではないってことだけ併せてお伝えをさせていただきます。

続きまして、その横です、標準生計費4人世帯というところなんですけれども、こちらが、徳島県としては金額にして215,540円、順位としては16位というような状況になっております。

それと、続きまして、新規学卒者の所定内給与額もこちらに表されております。こちらが、徳島県、男性の高卒の新規学卒者の所定内給与としましては195,800円ということで、全国的には20位というような状況でございすが、女性におきましては176,000円ということで、全国的には40位というような状況でございました。職種などによっても違いはあるとは思いますが、差としてはかなり大きいものが認められます。

続きまして、34ページです。

こちらにおきましては、過去からの有効求人倍率で、35ページにおきまして失業率が表されております。いずれにせよ、徳島県をみていきますと、有効求人倍率に関しましては、昨今は1.2から1.3程度で安定している状況でございす。

また、失業率に関しましては、徳島におきましては、昨年及び今年におきましては失業率が1.4というところで、周りの県からの状況を見渡してみますと、全国的に見てもかなり低い状況が認められます。

続きまして、次のページの36ページをご覧ください。

こちらが、毎月勤労統計調査による、昨年の、事業所の規模5人以上における月給額について示されています。2024年の金額につきましては259,990円というような金額になっており、こちらの正確な順位とかはまだ出してないんですけれども、全体的から見て、中間層あたりかなとの印象を受けます。

ただ、2023年におきましては244,457円ですので、対前年からの増額幅としては大きいのかなというふうには考えられます。

続きまして、37ページに移ります。

こちらが、先ほど局長もおっしゃられたパート労働者の募集賃金の平均額と下限額について表しております。

37ページは、パート募集の賃金の平均額です。こちらで、令和6年におきましては、平均が1,133円で、令和7年5月の徳島県の平均としては1,196円というふうになっています。

それで、次のページ、38ページに、先ほど局長からも申し上げた、県からの資料の中にもございました、パート労働者の募集賃金の下限額が示されております。こちらが、令和6年の徳島県としては1,068円。令和7年5月の徳島県の金額としては、下限額が1,126円といった状況が認められて、比較的、伸びが大きいのかなというふうには考えられます。

続きまして、42ページに移っていただければと思います。

こちらの42ページが、消費者物価地域差指数の推移を表しています。これは都道府県下全域のものを表しているものです。こちらは、消費者物価指数の全国平均を100として徳島がどれぐらいの状態であるのかということを表しておるものです。徳島としては、2019年に100を超えているんですけども、それ以外は100を下回っているということで、直近でありますと99.3という数値で、消費者物価指数としましては全国平均よりもやや低い、もしくはほぼ同じレベルなのかなということが見受けられます。

続きまして、48ページに移っていただければと思います。

こちらは昨年度の全国の地域別最低賃金に係る審議と決定の状況です。こちらを確認してみますと、多くの県で8月の月上旬頃に結審して、10月上旬頃に最低賃金が発効しているというような状況が認められます。

また、採決の状況としましては、全会一致が9件、使側反対が25件、労側反対が4件。その他、労使の一部反対とかのケースというのも認められます。

目安との比較につきましても、目安を上回るケースが27件というような状況が認められます。

続きまして、大分飛ぶんですけども、小委員会資料の資料No.4をご覧ください。こちらで、足元の経済状況等に関する補足資料というところがございます。そちらの45ページをご覧ください。

こちらの45ページ以降に中小企業等への支援策が記載されております。その中で、特に利用が多くて注目度の高い業務改善助成金に関する執行状況につきましては、48ページ、49ページに載っています。

49ページには、業務改善助成金の執行状況の各県別の件数、こちらが過去3年間分記載されています。徳島県をみてみますと、やはり昨年、大幅な賃上げがあったせいなのか、2023年は130件であった申請の件数、執行の件数が、2024年におきましては333件というような形で大幅に増加している状況が認められます。

また、労務費とか、原材料費の上昇に対する価格交渉、価格転嫁ができているかどうかにつきまして、中小企業庁がアンケートした調査結果が61ページからございます。

63ページを開けていただくと、価格交渉の状況というものが載っておるんですけども、直近の2025年3月の調査結果におきましては、価格交渉が行われたとの回答が3ポイント増の89.2%。そのうち、発注者からの申出が行われたというものが31.5%というような状況でございます。ただ、約1割につきましては、価格交渉が行われていないというようなところも認められるところではございます。

また、労務費に係る価格交渉の状況につきましては、66ページに掲載されており、価格交渉が行われた企業のうち73.2%につきましては、労務費の価格交渉が行われているものの、価格交渉を希望するも行われなかった企業も6.4%存在している結果となっています。

それと、最後になるんですけども、参考資料1を最後につけていますのでご覧ください。最低賃金に関する調査研究というところです。

こちらが、民間調査機関などが主に中小企業を対象に実施した調査結果ではございます。こちらの5ページをご覧ください。賃金決定の考慮要素について表しております。

こちらでみてみますと、正社員の賃金決定に関しましては、「自社の業績による」を挙げているのが多いものに対し、パート、アルバイトの賃金決定には、「地域別最低賃金」を挙げているというような中小企業が多いというような結果となっております。

また、8ページ、9ページを開けていただきますと、最低賃金の引上げに対する取組による生産や売上げの変化に関する企業の認識というところのアンケートなんですけれども、賃上げ対策を行った結果、「あまり変わらない」とご回答いただいたところが最も多いところではあるんですけども、た

だ、「はっきりしないが伸びたと思う」とご回答いただいております事業所が次に続いておるといような結果となっています。

それと、あと、一番最後のページ、22ページを開けていただいて、今後の最低賃金の引上げに関する見解というところで、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかという質疑に対して、「そう思う」、「ややそう思う」という回答が75.9%であるという結果になっています。賛同するケースが多く認められる一方で、回答の3.6%につきましては、引上げに否定的な意見というものでした。

それでは、資料説明については以上となりますが、局長からの追加の説明がございます。

○事務局（局長）

恐れ入ります。手短かに。

私から、訂正1点と補足2点をさせていただければと思います。

訂正1点は、冒頭の私のご挨拶でございまして、うっかり諮問文の中に法定3要素と政府方針と申し上げてしまいましたが、正確には、諮問文の中に文言が明記されているのは政府方針でございます。失礼いたしました。

最低賃金法に基づく諮問といたしますと、解釈として当然に法定3要素が含まれるものですので、うっかり言い間違えましたが、明記されているのは政府方針でございます。訂正させていただきます。

補足2点でございますが、先ほど、知事と私の意見交換において、知事から様々な観点を示していただいて、私から、かなりご議論いただいている部分もあるように思うと述べて、そこから公開の話に飛んでしまったんですけれども、審議会の透明度が高ければ、知事がおっしゃったような点もご議論いただいていることが伝わるように思いますというふうに申し上げました。

今、専門部会においては、基本的に非公開となりますので、議論の子細まではつまびらかでないということで、それで公開度をめぐる話になったわけでございます。

知事からは、この話を聞かれて、うなずかれたように見えまして、非公開なので、外にいる者からしますと…（ご議論いただいているかどうか知り得ない）というお話もございました。

2点目の補足でございますが、国の中賃、中賃という言葉がよく出てきますけれども、中央最低賃金審議会の略称でございます。こちらの中賃の資料の4、足元の経済状況等に関する補足資料で、補足資料の補足をさせていただきますと、45ページを開いていただきますと、その前に、中小企業への支援、経済対策、エネルギー価格対策等のタイトルがございます。

この資料は目次がないものですから使いにくいんですけれども、44ページから最後のページまでは、全て中小企業への支援、経済対策、エネルギー価格対策等に関する資料でございまして、45ページには、中小企業の生産性向上に係る支援策と題して、左に業務改善助成金をはじめとする厚生労働省が所管している助成金。右側には、主に経済産業省中小企業庁が所管する生産性向上に関する支援。国においては、政府として、生産性向上に関する支援をこのとおり行っておりますという説明がなされておるわけでございます。

この45ページ以降の中に、価格転嫁に関する資料も多数付されてございますが、この45ページのところ、左斜めに、よろず支援拠点とか、支援拠点も書いてございますが、中小企業庁の分析によれば、やはり生産性、売上げ、利益、費用の兼ね合いで決まりますけれども、価格転嫁がもう少し進めば、当然、売上げと利益が改善する上に生産性も上がるということで、中小企業庁としても公正取引委員会とタッグを組んで、価格転嫁の支援もしっかりやっというところ。厚生労働省労働局としても、公正取引委員会や中小企業庁とタッグを組んで、価格転嫁の支援もしっかりやっというものでございます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の資料、説明について、皆様いかがでしょうか。全般的に何かご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○段野会長

無いようでしたら、労働側、使用者側、本年度の審議に関わります基本的な取組方針、そういったところがございましたらご発言いただきたいと思います。

まず、労側委員、いかがでしょうか。本年の審議についてのご意見、よろしくお願いいたします。

○川口委員

川口です。

先ほど資料の説明にもあったんですけども、今年の連合集計の春闘の結果なんですけど、昨年が33年ぶりの高水準と言われた春闘だったんですけども、今年はそれを上回る妥結結果というようなことで5.25%、16,356円というような結果になっています。

それと、有期短期契約社員等の賃金の上げ幅が、加重平均で時給66.98円というふうなことで、これも過去最大というふうな状況でございます。

この結果自体は、労使が特に生産性向上につながる人材確保のための「人への投資」に重要性を持って真摯に議論した結果と受け止めるんですけども、ガソリンだとか食料品だとか電気代とか物価が高止まりする中で、連合の働く仲間の中で賃上げを実感できるというような組合員は少ないというふうな状況でございます。

言われましたように、過去最大とも言われます賃上げがされた中で、生活がよくなったと実感している組合員が少ないということからすると、最低賃金で働かれている方の生活が悪くなったというふうなことは考えにくいのかなというふうに思うところでございます。

これまでも、議論の中で連合のリビングウェイジというデータも使わせていただいていたところでございますけれども、2003年から5年ごとに改正をしてきたリビングウェイジなんですけど、ここ近年は毎年、簡易改定というふうなことで改定をさせていただいております。それは、当然、賃上げもあるんですけども、物価上昇のところで生活をしていくにはこれぐらい最低必要だよというふうなことで改正がされておるというふうなことでございますので、今年の審議会ですけれども、人材の確保、そして生産性の向上、徳島の未来に向けて、真摯な議論ができたかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○段野会長

川口委員、ありがとうございました。

では、使用者側の脇田委員、よろしくお願いします。

○脇田委員

使用者側委員の脇田でございます。よろしくお願いいたします。

今日、局長から諮問があったということで、これから本格的に議論がスタートするということがあるんですけども、それぞれ、公益委員、それから使用者側、労側の委員、どうぞよろしくお願いいたします。それから、援助いただく労働局の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私から、事務局に何点かお尋ねをしたいことがございます。

まず、1点目といたしまして、共通認識以前のところで再確認というのがあるんですけども、まず、1点目については、最低賃金法第1条に「賃金の低廉な労働者」というような文言がございますけれども、具体的にどういったような方を指しているのかということをご回答をいただければというふうに思います。

それから、2点目でございますけれども、最低賃金法9条2項に、「通常の事業の賃金支払能力」というくだりがございますけれども、この支払い能力について、何か客観的なデータがあるのかどうか。それから、本県の労働分配率は今現在どのような状況になっているのか、特に中小、小規模事業者の労働分配率のデータが、もしございましたら出していただきたいということが2点目でございます。

それから、これに関しては、私が常々思っておりますのは、国の責任において、やはり支払い能力のところというのは、一回、国としてきちんと調査するべきではないかなというふうな気持ちをしておるところでございます。

それから、3点目といたしまして、価格転嫁ということと、労務費を含めた本県の価格転嫁の状況について、もし何か資料がございましたらいただきたいということでございます。

それから、今日お出しいただいた第1回目安に関する小委員会の中で、2ページの資料と、それから15ページの消費者物価指数の対前年上昇率、このあたりの徳島県版がもしありましたらいただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

それから、やはり、我々、これは毎年、例年申し上げていることでございますけれども、やはり法律にのっとりこの審議会というのをやっているわけでございますので、やはり9条の3要素というところはやはり重視していく必要があるということを申し上げたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○段野会長

ありがとうございます。

今の件につきましてご回答いただけるものがありましたら、事務局よろしく願いいたします。

○事務局（基準部長）

事務局から回答いたします。

脇田委員からご質問がございました件についてなんですが、まず1点目の「賃金の低廉な労働者」についてでございます。

逐条解説を読み上げますと、賃金の低廉な労働者とは、賃金が労働者の一般的賃金水準よりは相当低位である労働者であり、最低賃金は、このような労働者について、賃金の最低額を保障することによって、その低廉な賃金を上昇せしめ、労働条件を改善するものでなければならず、したがって一般賃金水準にある労働者を対象として、高水準のものを最低賃金として決定することは原則として本法の趣旨とするところではないと、こういった記述がございます。

2点目、9条にいう「通常の事業の賃金支払能力」についてでございますが、こちらの逐条解説を読み上げさせていただきます。通常の事業の賃金支払能力とは、当該業種等において、正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の社内能力のことではないとされてございます。

数字のデータという話もあったんですが、中央最低賃金審議会では、例えば、名目GDP、業況判断、これは日銀短観と中小企業景況調査、法人企業統計の労働生産性、完全失業者数、完全失業率、有効求人倍率等を総合的に勘案して議論をして評価をされていると承知をしております。

なので、ご案内のとおり、一つの数字として、これこれと明確に示せると、あるいは特定の指標に収れんさせるようなものではないのかなというふうに考えてございます。

最後に、価格転嫁の資料、あるいは消費者物価指数のデータについて、直ちにご用意はございませんが、事務局でお調べをいたしまして、次回審議会のときに何かしらご用意できればと考えております。

事務局としては以上です。

○段野会長

よろしいでしょうか。

○脇田委員

ありがとうございます。

○段野会長

ありがとうございます。

中村委員お願いします。

○中村委員

非常に多くのデータを提供いただきましてありがとうございます。

その中で、これから中・長期的に見ても、生産性向上というのが非常に大きなキーになるのかなというふうに考えております。

その中で、日本は生産性が低いというふうに言われておりますけれども、各県のその生産性を示すようなデータというのがもしありましたら、ちょっとお示しいただけたらと思います。私も、あまり各県というのは見たことがなくて、諸外国と比べてというのはあるんですけれども、そのあたり、もしあれば示していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（基準部長）

直ちに思い当たるものはないんですが、お調べをして、可能な限り対応させていただきたいというふうに考えております。

○段野会長

その他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
天野委員、よろしくお願いします。

○天野委員

天野です。よろしくお願いします。

去年、高額な賃金の向上がありまして、いろんな方からご意見をお聞きしたんですけれども、私のところは、使用者側の方からお聞きすることなので、意見としてお聞きいただけたらと思っているんですけれども、ある一社の小企業で販売をされているところなんですけれども、今まではパートさんとか、従業員を育てていくということで新規に雇っていた人がいてる中で、今回、賃金が大幅に上がったというので、社内で意見をまとめられたそうなんです。

そのときに、小売業なので、利益率というのはそんなに変わらない状態です。価格転嫁といいましても、物価が上昇しているってことで余計に厳しい状態の中、人件費も上がっていく、その中で、この最低賃金が上がったということで、会社で、どういうふうにして、これを乗り越えようかといったときに、最終的に、という話なんですけれども、仕事のできる人だけで会社を回していこうではないか、この危機を乗り越えようということになったらしいんです。だから、人を減らして、仕事のできる、能力のある人だけで固めて、ここを乗り越えようということになったらしいんですけれども。

使用者側としましては、やはり従業員を守りたいということが本当は先に立ってしたいというところなんですけれども、利益率とか会社の運営ということに対しては、やはりそういう厳しい状態で乗り越えることになったということなんです。

今年もどれだけ上がるんですかというお話もお聞きしたんですけれども、審議しますということでお答えしているんですけれども、小売業としましては、なかなか価格転嫁も現状ところ難しいところもあります。物価は上がっていくばかりで。

私たち、製造業といたしましても、今、トランプ関税で製造業も厳しい状態であります。その中で、価格転嫁がどれだけできているのかと申しますと、やはりできていないところが多いようにお聞きすると同時に、関税で仕事がとても減っているということをお聞きしています。

そういう、今、厳しい状態の中で、徳島県といたしましてどれだけの審議ができるか、こうして色々審議を尽くしていけたらと思っています。

使用者側といたしましては、私は従業員を守りたいと思っておりますので、両方で折り合わせができるところでいけたらと思っています。よろしくお願いします。

○段野会長

藍原委員、お願いいたします。

○藍原委員

たくさんの資料を本当にありがとうございました。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年度の徳島ショックと言われたあの大幅な最低賃金のアップによりまして、中小企業の皆さんからもいろんなご意見をお聞きしました。

その中で、今回、先ほどいただきました資料の中の、影響率が27.36%ということで、令和5年度と比較しても、過去にはこんな20%以上というのはなかったかと思うんですけれども、それだけ影響を受けつつも、賃金の上昇に向けて中小企業の経営者は取り組んでおります。その取り組んでいく中での原資を確保するために、様々な取組をしております。価格交渉も、中小企業の経営者は、やはり職員数が足りておりませんので、ですので価格交渉を含め、またこういった助成金をいただくものを含めて、自らの時間を割いてしているという事実がございます。

また、あの手この手というところでお聞きした中では就業時間を短くするとか、保険の見直しするとか、いろんな取組をしているというふうにも聞いています。

また、先ほどからもパートの方の賃金の上昇がなかなか難しいというところもあるんですけれども、

やはりこれは、最低賃金はアップしていかないといけないというのは当然あるんですが、勤務時間の調整はどうしても女性の方はされてしまうというのもあって、結果、あおりを受けるのが、やはり経営者ということで、人を雇いたくても雇えないという状況もあります。

実際に、先ほどのデータも見ていますと、失業率はそんなにかと思うんですけども、当然、求人倍率がやはり鈍化しているように思えます。ですので、非常に苦しい中、今、中小企業の経営者は取り組んでいるような現状だと思いますので。

もう一つ言わせていただきますと、経営者協会の代表の方も来ていますが、私は中小企業家同友会という中にも所属しておりまして、その中では持続可能な賃金上昇ということを目指しております。

毎年毎年、経営計画を立てながら、それこそ社員の皆さんと一緒に経営計画を立てて、着実に上昇していこうという中で、昨年度のような大幅な賃金上昇になりますと、計画自体がそもそも狂ってしまい、それが実行できないような状況になってしまって、なかなかそれがうまく回らないような状況にもなるということで、非常に困ったというような話も、昨年度、聞いております。

必ずしも、これだけ物価上昇があつてという中では、社員の皆さんが非常に厳しい生活環境の中に置かれていますので、中小企業経営者としても、社員の雇用を守る、賃金上昇を守るということではできるだけ努力していきたいと思っています。賃金アップはありきだとは考えているんですけども、やはり自治体に即した、徳島県の実態に即した賃金アップをお願いしたいと思います。

そういう中では、自治体の意見を聞くというようなお話もありましたが、自治体からも、中小企業の意見といいますか、アンケートをとといいますか、小まめに、丁寧に、数を多めに取っていただいて、それもまた、そういったデータとかもまた頂けるような機会があれば、また事務局様からも一度働きかけていただけたらなというふうに思っております。

今年度も前向きな議論を尽くさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

辰巳委員、よろしくお願いします。

○辰巳委員

お世話になります。

私は、初めに、昨年は新たな考え方で判断していただいたことに感謝申し上げたいと思います。

3点、意見を申し上げます。

1つ目は、先ほどから出ている価格転嫁の話なんですけど、昨年、審議会が終わった後、やはりこれが一番重要やなということは実感しました。いつも行っている食堂が、10月中旬に、11月から最賃が上がるので値上げしますと、なかなか最低賃金が上がるから値上げしますという表示は見たことがなかったです。

一般的には、原料価格高騰のためにいつから上げますとかいうのは見るんですが、これほど衝撃に、そのお店は（最低賃金、労務費の上昇のために価格転嫁を）されたんだと思って、ずっと気になって、この1年間、1か月に一遍は最低通って見ました。今も営業されているのでほっとしているんですが、やはりこの価格転嫁に、今の支援策とかいろいろ聞かせてもらったんですが、やはり国の支援、もう一つ徳島県の支援が非常に重要だなと。そして、周知をすることの徹底が、もう一つ踏み込めるようなことができたらいんじゃないかなというふうに一番初めに思います。

2つ目に、最低賃金が上がらないと生活が大変という労働者がいます。経営者の方も先ほどのお話だと思います。労働者が、残念ながら、今年、賃上げというのは、基本的には4月で、徳島の場合は5月から多くて、5、6、7で終わってしまうような形なんですけど、経営者の方には、最賃を見なかったら今年はしないと言われるような経営者もおられましたので。また、最賃が上がらなかったら、月給で働いている正社員の方の給料が上がらない。パートさんだけじゃないんです。

また、定年後、再雇用での給与体系が、最賃プラス100円とか最賃プラス200円とかという賃金制度でつくっている企業もありますので、パートさんとか若い者だけじゃなくて、老後で仕事をしなければならない方にも、生活の基準が悪くならないように、せめて物価高の対応と同じようにできるためには、非常に最低賃金が重要だなというのを思った1年でありました。これが2つ目です。

3つ目に、昨年8月29日の第5回のときに、私は発言しました。この審議会が、どのような内容で議論されているのか、県民の皆様に分からない状況は申し訳ないということで謝罪をさせてもらったこと

がありました。ただ、前回、6月27日の在り方委員会で、情報公開の在り方を検討いただいて、ルールを決めてもらったと思います。このことに対して、やはり発信することを責任を持ってこちらもやりたいと思いますので、今回、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○段野会長

横井委員、よろしくお願いします。

○横井委員

横井です。よろしくお願いいたします。

私からお願いとしましては、若者の流出を防ぐような、そんなところも最低賃金の審議の中で考えてほしいなと思っています。

理由としましては、やはり今、最低賃金だけじゃないんですけども、今すぐ、徳島県で働いている若者が、自分がやりたいことがないからと言って他県であったりとか、そういったところに流出してしまっていて、どんどんどんどん穴が開いてしまうというか。働いていく中でも、いろいろ技術を伝承していくとか、そういったところもあると思うんですけども、そういったところがどうしても抜けてしまうってなったときに、将来、長い目で見たときに、今だけじゃなくて長い目で見たときに、徳島県の産業がもう発展しなくなったらいけないといったところもありますので、先ほども言ったように、最低賃金に直接関連しているわけではないんですけども、将来的に徳島県のためになるような形で審議ができればいいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○段野会長

皆様、ご意見ありがとうございます。

今年度も、真摯な議論をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

本日、諮問を受けました徳島県最低賃金の改正審議に関しまして、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、県最賃の専門部会を設置しまして、調査審議を進めたいと考えております。

また、特定最低賃金の各専門部会に関しましては、徳島においては、従来から最賃法第25条第1項に基づきまして、改正の必要性審議の段階から設置しておりまして、今年度も同様に調査審議を進めてまいりたいと考えておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

つきましては、事務局は専門部会の設置について説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、専門部会の設置について説明させていただきます。

専門部会の委員の定数は、最低賃金審議会令第6条により9名以内と定められています。また、最低賃金法第25条第3項により、公労使同数の組織となっております。

公益委員におきましては、6月6日に開催いたしました公益委員会において、県最賃専門部会は稲倉委員、段野委員、米澤委員の構成に決まっております。なお、オブザーバー委員は、今年度は設けていません。

特定最低賃金専門部会につきましては、造作材は諮問されていないため専門部会の設置はございません。一般機械におきましては、公益委員が竹原委員、撫養委員、米澤委員、電気機械が稲倉委員、竹原委員、段野委員にご担当いただくこととなっております。

専門部会の労使委員につきましては、本日付で推薦公示をさせていただきます。労使団体からの推薦状とご本人の承諾書及び履歴書を添えて、県最賃に関しましては7月28日の月曜日までに、特定最賃におきましては8月7日の木曜日までに事務局宛てにご提出をいただきますようお願いいたします。

また、専門部会委員の推薦を求める公示のほかに、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第

1項に基づいて、最低賃金の改正に関して関係労働者、関係使用者からの意見聴取の公示も本日併せて行う予定としております。

○段野会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局から説明について、皆様よろしいでしょうか。

続きまして、議題3に移りたいと思います。

事務局から資料説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、6月27日に第1回本審終了後に開催されました徳島県最低賃金の在り方検討小委員会、いわゆる在り方検で調整いただいた事項についてご報告をさせていただきます。

徳島審議会資料の10ページ、資料No.9をご覧ください。

こちらで、在り方検の議事要旨を載せさせていただきます。

再確認となることなんでしょうけれども、在り方検とは、審議会を円滑に行うための、審議会の議決により、審議運営に係る細目などの確認を行うために設置された小委員会で、審議日程や会議の公開などについて調整を行っております。

なお、在り方検で調整された事項につきましては、この本審における審議を経て正式に決定されるものでありますことを申し添えたいと思います。

それでは、資料No.9の議事要旨3の1の審議日程についてご説明をしたいと思います。

こちらに在り方検で決められた審議日程の期日を記載しておるんですが、同時に12ページの資料No.10に審議日程の日を入れさせていただきます。

こちらでみていきますと、第2回本審は本日でございます。第3回の本審を7月31日木曜日の午前9時30分から開催し、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達を行いたいと思います。

続きまして、第3回の本審終了後、そのまま引き続いて第1回地賃専門部会を開催し、金額審議を行っていただきます。

続きまして、第2回地賃専門部会を8月1日金曜日の午後1時30分から、第3回地賃専門部会を8月4日の午前9時から開催いたします。

第3回地賃専門部会終了後、そのまま引き続き第4回本審を開催し、答申を予定しています。

その後、第5回本審を8月21日の午前10時30分から開催し、異議申し立て審議を予定しております。

その日は、一旦昼休憩を挟み、特賃の合同専門部会を午後1時30分から開催し、特賃改正の必要性について審議していただき、必要性ありとなった場合、午後3時から引き続き第5回本審を再開し、特賃の金額諮問を行うことを予定しています。

以上が現状における日程となりますが、この日程につきましては、今後、審議において、各側、労使のご主張が異なって、丁寧な話し合いを行うことにより審議日程が延びることも想定されますので、その際は改めて開催日時をお諮りしたいと思っております。

続きまして、議事要旨3の2です。資料No.は9に戻っていただきまして、議事要旨3の2の地賃専門部会の公開についてでございます。

地賃専門部会について、今年度から新たに会議を公開する。つまり、傍聴可能とする（ただし採決及び審議の間に行われる2者協議につきましては除く）とともに、議事録における発言者氏名についても公開とする。昨年までは非公開であった発言者氏名についても公開する。議事録公開までの間につきましては、議事要旨を公開する。こういったことが適当ではないかというような結論となりました。

最低賃金への関心の高まりとともに、地賃専門部会への公開要請が複数寄せられ、また他の地域においても地賃専門部会の公開が進んでおることも考慮し、徳島においても公開を進めることとなりました。

続きまして、議事要旨3の3、特賃専門部会の公開についてです。

特賃専門部会につきましては、昨年と同様、会議を非公開とし、議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開。ただ、公労使の発言者の別は公開する。議事録公開までは議事要旨を公開する。なお、特賃専門部会と合同で開催する本審につきましては、今年度から新たに会議を公開するとともに、議事録における発言者氏名も公開する、こういったことが適当ではないかというような結論となりました。

続きまして、議事要旨3の4、地賃専門部会における公益委員オブザーバー制度の廃止についてで

す。

地賃専門部会の公益委員オブザーバーを廃止する。なお、地賃専門部会の委員でない公益委員に同部会の審議の状況を共有していただくために、必要に応じて別途打合せの時間を設けるなどの対策を行うこととするということが適当ではないかという結論となりました。

これまで、地賃専門部会におきましては、公労使各3名、計9名の専門家委員のほかに、委員ではない公益委員2名もオブザーバー委員として参加していただいていたところですが、今回より、オブザーバー制度に関しましては廃止し、本来の9名で地賃専門部会を運営していただくこととなります。

また、地賃専門部会後、引き続き本審を行い、公益見解を付して答申を行うような場合には、地賃専門部会と本審との間に別途打合せの時間を設けるなどの対策を講じて、地賃専門部会委員ではない公益委員2名に対しても情報共有や意見のすり合わせを行っていただくこととします。

続きまして、議事要旨3の5、特賃造作材についてでございます。

今年度の特賃造作材の最低賃金改正の必要性審議はしない。また、今年度は廃止の議論は行わないということが適当ではないかという結論となりました。

造作材につきましては、令和4年度、令和5年度に、改正必要性審議において、必要性ありには至らないという結果で、金額審議は開催されず、令和6年度に引き続き今年度においても改正必要性の審議に係る申出がないことから、特賃造作材の最低賃金改正の必要性審議はしないこととなります。

また、令和5年度には、造作材の特賃876円を地賃896円が上回る、いわゆる埋没というような状況になり、これが現在まで続いている状況にあり、基幹労働者が1,000人を下回っているため、廃止の議論を始める条件は満たしているものの、廃止の議論の開始に関しましては労使合意がされているというような状況とは言い難いことから、今年度の廃止の議論は行わないこととなりました。

続きまして、議事要旨3の6、実地視察についてです。

今年度の実地視察対象は、地賃適用業種、できれば小売、サービス業の企業から選定することとすることが適当ではないかという結論となりました。

昨年度、大幅な地賃の引上げが行われ、その影響について、パート、アルバイトの割合が多いと考えられる小売業やサービス業の経営側や労働者の声を聞いてみたいとの労使委員のご意見があったことによるものです。

なお、視察日時や、視察対象事業所に関しましては、先日、メールでお知らせしたとおりですので、参加される委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事要旨3の7、附帯決議についてです。

附帯決議を議論する場を、本審及び地賃専門部会の後で設け、附帯決議を検討し、答申時あるいは異議審の際に、答申に合わせて附帯決議を出すということが適当ではないかという結論となりました。

今年度も、附帯決議をいただくかどうかにつきましては不明ですが、仮に必要な場合の準備を考慮して、本審などの終了後、お時間の許す委員の皆様には打合せに加わっていただきたいと考えております。

続きまして、議事要旨3の8、審議会の要請書等の取扱いについてです。

要請書などは、目安伝達が行われる第3回本審の資料として議事に入れることが適当ではないかという結論となりました。

既に、労働者団体や使用者団体から、最低賃金に関する要請書などが提出されています。第3回本審におきましては、最低賃金改正に関する意見を聞く議事を設けることとなっており、その議事において、意見陳述の場や要請書紹介の場を設けることとしておりますので、それぞれのお立場の様々なご意見をご確認いただいて審議していただければと思っております。

続きまして、議事要旨3の9、審議会の申合せ事項についてです。

地賃及び特賃に関し、専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するが、地賃の答申は地賃専門部会終了後に引き続き開催される本審において行う。特賃に関しては、改正の必要性審議及び改正金額審議の2つの審議を行うことから、本審及び特賃専門部会を同日開催し、審議を効率化するというを確認いたしました。これについては、本審議会で従来から行われている慣例について今年度も踏襲することを再確認したものです。

以上、在り方検で調整いただいた事項及びその説明となります。

○段野会長

ありがとうございます。

在り方検での議論について、皆様、何かご質問ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

○段野会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、在り方検で適当とされました事項の全てにつきましては、徳島地方最低賃金審議会の決定としてよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

その他、事務局より補足事項はございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

特にございません。

○段野会長

ありがとうございます。

○事務局（局長）

恐れ入ります、発言を許可いただきまして。

手短に、補足と申しますか、改めまして本日の審議に御礼を申し上げたいと思います。

まず、川口委員、脇田委員におかれましては、労使双方の基本的な見解を集約いただき、ご説明いただきましたこと、ありがとうございます。また、その後、使用者側、労働者側、それぞれからご意見をいただきました。

事務局でございますので手短に申し上げますと、使用者側の皆様から仰っていただいた価格転嫁でありますとか、また経営計画のお話でありますとか、幸い私、前職、官民交流にて、民間企業で業務に従事させていただいたときに、価格転嫁や経営計画に携わらせていただいたことによって、仰っていることへの理解もさせていただいたつもりでございます。引き続き、現場の声をお寄せいただければと存じます。

また、労働者側の皆様におかれましても、やはり労務費の価格転嫁、このエネルギー費とかの価格転嫁はまだし易いのですけれども、労務費の価格転嫁の難しさというのが、政府においても最重要課題と認識しており、近年、取組を強めています。今日仰っていただいたことも、まさにそういうことかなと思います。労働者側の皆様からは、そのほか、若者、人口動態の話も取り上げていただきました。

冒頭、私からお伝え申し上げた、県からお話のあった観点、人口動態、産業政策、支援策の在り方、そのほか高齢者から若者まで適用されるものであることなど、ぜひ議論してほしいとお話のあった点についても、早速、取り上げていただいているように感じました。

辰巳委員からもございましたけれども、この後、公開を進めていただくという形で、この様にしっかりご議論いただいていることを、事務局としてもお支えして、しっかりと説明してまいりたいと存じます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

そのほか、事務局よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。

本日の審議項目は以上となりますけれども、ほかに審議すべき事項というのはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

つきましては、こちらをもちまして本日は終了とさせていただきます。